九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

農村部における震災後の生活実態に関する研究 : 熊本地震で被災した農家の生活拠点の構築に着目して

野口, 雄太
福岡大学工学部建築学科

黒瀬, 武史
九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門

菊地, 成朋
九州大学 : 名誉教授・特任研究者

https://doi.org/10.15017/6796110

出版情報：都市・建築学研究. 44, pp.25-36, 2023-07-15. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

都市・建築学研究　九州大学大学院人間環境学研究院紀要　第44号，2023年7月
J. of Architecture and Urban Design, Kyushu University, No. 44, pp. 25～35, July. 2023

農村部における震災後の生活実態に関する研究
熊本地震で被災した農家の生活拠点の構築に着目して

STUDY ON POST-DISASTER DWELLING IN RURAL AREA
Focusing on Achieving Living Bases in Evacuation Life

野口雄太 *，黒瀬武史 **，菊地成朋 ***
Yuta NOGUCHI, Takefumi KUROSE and Shigetomo KIKUCHI

The purpose of this paper is to capture the actual conditions of temporary housing of farmers after the earthquake and to clarify the characteristics of such housing. In the process of rebuilding their lives, farmers are strongly urged to resume or continue farming in their former places of residence. In conclusion, the spaces required by the farmers' lifestyle were originally contained in the form within the homestead, a single space that they and their ancestors had formed over time, but the disaster caused different degrees of damage to each of them, and missing spaces appeared. After the disaster, farmers appear to have used and built temporary houses and other spaces to compensate for the missing spaces in their residences.

Keywords *: Evacuation Life, Settling-in-Area, Self-help, Rural Area, Kumamoto Earthquake*
避難生活，居住域，自助，農村，熊本地震

1. はじめに

1.1. 研究の背景と目的

近年，わが国は毎年のように地震や水害に見舞われ，住まいを失う人々が多数発生している。被災後，彼らは行政の設置する避難所や仮設住宅での避難生活を経て，自力再建する住宅や災害公営住宅などの恒久的な住まいへと移行していくとされる。この住宅再建のプロセスは単線型復興とも呼ばれ，「近代復興」[1)]と批判的な検討が続くものの，今日においても行政による被災者への住宅再建支援，すなわち公助の根幹をなしている。

無論その公助の水準や方法は，災害のたびに見直され選択肢を増やして来た。例えば，東日本大震災において採用された借上型仮設住宅は，既存の住宅ストックを活用することで，仮設住宅の建設戸数の削減を可能としたうえに，災害公営住宅の建設用地を仮設住宅建設で消費することもなく，その後の被災地において広く普及する公助の方法となっている。東日本大震災の次に震度7を記録した熊本地震においても，建設型仮設住宅の戸数は供与された全仮設住宅の約四分の一に留まっており，借上型仮設住宅が積極的に採用されたことが伺える。しかし，都市部に比べ，概して住宅ストックに乏しい農村部においては，被災者が借上型仮設住宅へ入居する場合，災害以前の居住地（以下，従前居住地）を遠く離れ，近隣の自治体へ自身の生活の場を移すこととなる[注1)]。

加えて，農村部においては，その地域の空間的・共同体的基盤である農業という営みの特性から，居住地を離れがたい被災者の存在も看過できない。農家は自身の生活を再建する過程で，従前居住地で農業を再開すること，継続することを強く求められるのである。災害の前後を通して彼らが農業を継続することは，国土の保全という今日的課題にも関わるものであろう。しかし，仮設住宅の計画論において，このような農の営みと仮の住まいの関係性についての議論はまだ少数に留まっており，まずは計画の前提として，農家の仮設生活期[注2)]の生活実態を捉えることが求められる。

本稿で取り上げる熊本県西原村は，阿蘇外輪山に位置する農村地域[注3)]であり，2016年熊本地震の震源となった布田川断層が村内を東西に走り，本震で震度7を観測した地域である。断層付近に位置した集落では8割から9割の家屋が半壊以上の被害を受けている。そのような状況下で被災農家は，どのような避難生活を送ったのだろうか。本稿では上述したような問題意識を念頭に，西

＊　福岡大学工学部建築学科
＊＊　都市・建築学部門
＊＊＊ 名誉教授・特任研究者

原村のなかでも比較的大きな被害を受けた古閑集落について，まずは被災者の避難生活の実態を仮の住まいを中心に捉えることを第一の目的とする。また，その実態把握に基づき，農家の仮の住まい方の特質について明らかにすることを第二の目的とする。

1.2. 既往研究と本稿の位置付け

農家の仮設生活と農の営みの継続について，示唆的な現象を捉えた研究がいくつか存在する。例えば，2004年新潟県中越地震における旧山古志村を対象にした古山らの一連の調査報告[4)5)6)7)]では，中山間地域で被災した農家が，恒久的な住まいを遠くの市街地に構えた後も，従前居住地へと通って農業を再開・継続したことを捉えている[注4)]。これは，災害発生から4年が経過した2008年に実施された調査に基づくため，恒久的な住まい獲得後の話として語られるが，共著者の1人である清野は，災害により道路が寸断され孤立し，全村避難を余儀なくされた被災者らが「村にアクセスする道路が復旧すると，避難先の長岡市街地から山古志村に通って棚田や畑を耕作する人々が現れ」「住宅や集落の再建を前に，いち早く農地を復旧し，自らの暮らしを再建する行動を起こした」と，発災時点から自助が始まっていたことも述べている[8)]。また，集落に通って耕作を続ける上で必要になる諸機能を持った農小屋が住宅に先立って再建された。

このような現象は，その後の2011年長野県北部地震の被害を受けた信州栄村でも起きているようである。松尾[9)]は自身の被災体験を日記形式のレポートとして書き記すなかで，避難所・二次避難所・仮設住宅と従前居住地から徐々に遠ざかることを余儀なくされる状況に繰り返し批判を寄せている。また，被災集落内に仮設住宅を建設することを嘆願し，「百姓らしい暮らし」，即ち，農地を耕し続けられることを求めている。これは復興公営住宅の建設用地をめぐる議論にまで一貫して続けられた主張であるが，その間，被災集落に通い続け，懸命に農業を維持してきた様も記されている。

これらの事例が示すのは，従前居住地から遠く離れされてなお，被災前の日常生活の一部としてあった農の営みを継続せんと自助的な努力を惜しまない農家の復興の様子であろう。この点について，田中[10)]は「生活圏域」「原住地」（従前居住地の意）という言葉を用いて，被災者の仮設住宅や恒久的な住まいでの生活圏域が，原住地でのそれと少なからず重なる部分を有するように計画されることの必要性を，阪神・淡路大震災以降の多数の被災地での調査研究に基づいて強く指摘している。生活圏域が重なり合う，即ち，「原住地へのアクセス」が容易な状況を被災者に提供することが，被災者個々の自助を生み，彼の居住の安定と良好な生活再建を可能とし得るとの説を提示しているのである。

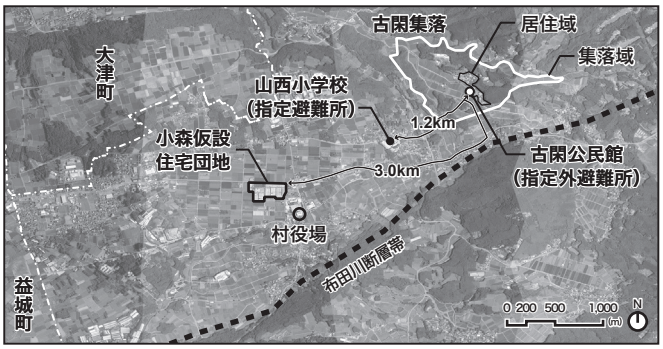

図1　古閑集落と避難生活拠点の位置関係

後述するように，本稿で取り扱う古閑集落では多くの住民が住まいを失い，仮設住宅での避難生活を強いられることとなった。ただ，幸いにも避難所となった小学校まで集落から1.2km程，仮設住宅は3km程の距離にあり，従前の生活圏域から大きく逸脱しない範囲で仮設住宅での避難生活を送ることが出来ている（図1）。即ち，田中の言う「原住地へのアクセス」が容易な事例として位置付けられる。では，それが保障されたうえで，農家らはどのような避難生活を送ることが可能であったか。

議論を先取りすれば，彼らの避難生活のなかで散見されるのは，仮設住宅と従前居住地を往復しながら，農の営みを再開・継続していく様であり，あるいは従前居住地へ自助的に生活の拠点を築いていく様であった。本稿は，このような農の営みを背景とした被災者の生活について捉え，災害復興の研究・議論に事例として提示し，そこから農村部における仮設住宅のあり方について検討する点に意義を有する。

1.3. 研究の方法

筆者は，2016年5月より熊本県西原村にボランティアとして通い始め，同年12月より本研究の対象とする古閑集落での参与観察を開始した。以来，2019年12月まで3年間で少なくとも134日を古閑集落で過ごした。ボランティアとして地域の行事や復旧活動に従事したほか，研究者として調査協力を求めた[注5)]。また，そのなかで古閑集落の住民らが行った災害記録誌の編集に関わりを持ち，住民らとともに被災前後の写真や村役場資料の収集を行い，その内容を随時ヒアリングで確認した。

このようにして集めた情報のうち，熊本地震発生から指定避難所における学校再開までの期間（2016.4.14～5.15）については，既に拙稿[11)]において，集落住民の協働による自助的初期復旧と指定外避難所運営を中心に報告している。本稿では，これに続く災害公営住宅竣工までの期間（2016.5～2018.8）について主に取り扱う。加えて，この間には，2016年7月の建設型仮設の竣工までの避難生活期，その後の仮設生活期が含まれる。

この期間について，各家族ごと[注6)]に仮住まいの生活実態を，個別エピソードを提示しながら議論を進める。

2. 調査対象地概要

2.1. 被災以前の状況と被害状況

調査対象地である西原村古閑集落は,西原村の北東部,大津町および南阿蘇村と境界を接する大字鳥子地区の中央に位置し，俵山から続く尾根筋と鳥子川に挟まれた斜面に 32 世帯 107 人（住民基本台帳：2016 年 4 月時点）が暮らす。世帯数は 32 戸であるが，家屋敷の数，即ち，家族で数えれば 28 戸が存在した。程度の差はあれ住民の多くが何らかの形で農業に従事する農村集落である。多くは兼業農家であり，専業農家は田畑に加えて種牛を育てる 2 戸の家族のみである。ヒアリングによれば，子世代が家を集落内に新築する以外で集落内の家の増加はほとんどなく，大正期頃に村内の別集落から引っ越してきた家が，もっとも最近の家の増加であると言われる。

2016 年熊本地震では，20 戸（71.4%）が全壊，2 戸が大規模半壊，3 戸が半壊と，合計 25 戸（89.2%）が半壊以上の被害を受けた。農地の被害も大きく，田の土羽法面や畦畔の崩落を始め，それに伴う田んぼ内への土砂の堆積や用水路の埋没も随所に見られた。また,地震によって川に切った堰も壊れ，田植えを控えた時期に取水もままならない有様であった。これら農地のフィジカルな被害に加え，トラクターや田植え機などの農業用機械も，倒壊した建物の下敷きとなり破損，もしくは一時的に喪失していた。

このような農の営みへの被害に対して，被災者となった住民らは集落の公民館を指定外避難所とし，共助的な応急復旧の場として運営することを通して，いち早い回復を実現した[11]。彼らは指定避難所と指定外避難所を往復しながら，生活の安定を図るとともに，農の営みの復旧・持続に向けた諸活動に取り組んでいた。倒壊家屋からの家財の回収や炊き出しに始まるその活動の末期には，農業用機械の救助や堆積土砂の撤去，堰や用水路の仮復旧などが集落住民の協働のもとで果たされている。これにより，他の問題から用水を確保できなかった数枚の田を除くすべての田で作付けが行われ，被災した年の秋には収穫を得ることが出来ている。

2.2. 集落住民の仮住まいの選択

各家の生活実態を見ていく前に，古閑集落 28 戸の家族がどのような仮設生活期を送ったか概観する。28 戸のうち，地震による直接死で亡くなった独居世帯 1 戸（12 番の家）を除いた 27 戸について，仮設生活期，復興生活期に主としてどこに寝所を持ったかを表 1 に示す。表中で枝番を用いて複数行に表された家は，いわゆる世帯分離を行い，生活拠点を分離していたもの，もしくは 2 つの建設型仮設住宅を供与された[注7]ものである。唯一，村外で仮設生活期の生活を送った 17 番の家は，戸主の勤める会社が社宅を有償供与したものである[注8]。13-2 番，24-2 番は仮設生活期の間に結婚し，新しい夫婦の生活の場として 24 番の仮設住宅へと入居，24 番の親世代（24-1）は軒先避難へと移行し，再建にあたって，夫側両親と同居する家を再建（13 番）したものである。

さて，この表 1 を見れば，例外的な 17 番の家 1 戸を除くすべての家が建設型仮設住宅への入居か，応急修理

表 1　古閑集落の家々の生活拠点の変遷

番号		罹災判定	仮設生活期	復興生活期	番号		罹災判定	仮設生活期	復興生活期
1		半壊以上	建設型仮設	再建	15	1	半壊以上	建設型仮設	再建
2		一部損壊	在宅避難	修理		2		建設型仮設	
3		半壊以上	建設型仮設	災害公営住宅	16		半壊以上	建設型仮設	再建
4		半壊以上	建設型仮設	村内賃貸	17		半壊以上	社宅（村外）	再建
5	1	半壊以上	建設型仮設	再建	18	1	半壊以上	在宅避難	修理
5	2		自力仮設		18	2		建設型仮設	
6	1	半壊以上	建設型仮設	災害公営住宅	19		半壊以上	建設型仮設	災害公営住宅
6	2		建設型仮設	再建	20		半壊以上	建設型仮設	集落外新築
7		半壊以上	建設型仮設	-	21		半壊以上	建設型仮設	修理
8		半壊以上	建設型仮設	-	22		半壊以上	建設型仮設	災害公営住宅
9		半壊以上	建設型仮設	災害公営住宅	23	1	半壊以上	建設型仮設	再建
10	1	半壊以上	建設型仮設	集落外新築	23	2		軒先避難	
10	2		建設型仮設	再建	24	1	半壊以上	建設型→軒先	再建
11		一部損壊	在宅避難	修理	24	2		建設型仮設	13 へ合流
12		災害直接死	-	-	25		半壊以上	在宅避難	修理
13	1	半壊以上	建設型仮設	再建	26		半壊以上	建設型仮設	災害公営住宅
13	2		建設型仮設（24-2）		27		半壊以上	在宅避難	修理
14		半壊以上	在宅避難	修理	28		一部損壊	在宅避難	修理

の補助を受けて在宅避難へと移行していることがわかる。即ち，行政による住宅再建支援を受け，いずれかの形で被災集落の近辺に仮の住まいを確保しているのである。この2者の選択は，家屋の被害の程度によったとしか言えず，家屋が倒壊したものについては仮設住宅の供与を待つほかなかった。しかし，そのような状況にあって，借上型仮設住宅が全く選択されなかった点には若干の疑問が残るだろう。

この点についてヒアリングでは，まず第一には，建設型仮設住宅が集落からそれほど離れていない位置に建設されることが分かっており，それよりも好立地の賃貸住宅が見当たらなかったこと，第二に，ほぼ全ての被災住民が仮設住宅に行くことから，他の選択肢を選ぶ必要性を感じなかったとの旨が多く聞かれた。村役場も仮設入居に際した地縁共同体の継続を図ったが，彼ら自身も指定避難所で共同で避難生活を送るなかで，村に対して集落単位での入居を嘆願していた[注9)]。このことに端的に表されているように，幸いにも西原村の仮設住宅は，被災前から慣れ親しんだ生活圏域の内部に位置したため，古閑集落の住民らにとっては都合がよかったのである。

このように建設型仮設住宅を積極的に選択したとも言える古閑集落の被災者らであるが，彼らはそれぞれどのような避難生活を送ったのか。以下では，3つの事例を取り上げ，被災時点から仮設生活期までの仮の住まい，避難生活の拠点について捉えていく。なお，地の文中の家族関係の呼称は，各図中に示した名称で記している。概ね，一番年長の世代を親世代とし，父・母と呼び，その子世代を息子・娘，その配偶者を嫁・婿と呼ぶ。孫世代については，今回は呼び分ける必要性が無かったため，孫もしくは孫らと呼ぶ。

3. 避難生活の実態と避難生活拠点の推移

3.1. 集落と仮設住宅を往復しての生活（15番）

15番の家族は3世代同居する兼業農家世帯である。主として農業に従事するのは父母（50代）であり，娘（20代）は結婚を機に退職し農業を補助しつつ，子を育て，婿（20代）は村外の企業に勤めていた。子は3人いて発災時点では全て未就学児であった。行政上の世帯は父母の親世代世帯と娘・婿らの世帯とで分離してあった。自宅屋敷には，主屋および付属屋2棟，庭先に畑が存在した。付属屋はともに農業用の道具機械類を保管するもので，精米乾燥機などの据付機械も存在した。乗用車は軽トラを含め4台持っていた。所有する農地は水田が主であり，庭先の畑は自家消費用の野菜を作る程度であったという。3世代とも主屋で暮らしていたが，寝室は父母世代とその他とで別れていた。

熊本地震では，前震による建物被害はなかったものの，余震への恐怖から，本震の日は，2台の車に分乗して庭先で車中泊をしていた。本震により，付属屋はすべて倒壊し，主屋も基礎が崩れ，全壊判定を受ける被害を被った。家族に身体的な被害は無かったが，車中泊する車の前方が擁壁の崩壊に飲まれ，宅地から落ちかかった。平時からの防災訓練に従って，家族揃って古閑公民館へと歩いて避難した。婿は，古閑集落の区長の当番年[注10)]であったため，発災直後から集落住民らの安否確認・救助・避難等の指揮を執る必要があり，奔走することとなった。深夜に発生した本震ののち，夜が明けると集落住民の多くは指定避難所となった山西小学校へと避難することになり，婿を除く家族すべてが避難した。婿は被災集落にとどまり，指定外避難所での諸活動に移っていった。

上述するように，発災直後，父母ならびに娘と孫3人は，行政の供与する指定避難所で起居しており，婿は指定外避難所となった公民館そばに路上駐車した車のなかで車中泊しつつ，被災集落内に留まった。日中は，父は時折，被災集落に戻って復旧作業にあたり，母は指定避難所内の運営の補助を行っていた。彼らは寝所を指定避難所内に有した。娘は孫らを伴って指定外避難所へと通い，炊事などの指定外避難所周辺で子供を遊ばせながら負担することが出来る活動に従事し，夕食を婿・孫らと共に指定外避難所でとると指定避難所へと寝に戻る生活を送っていた。しかし，相次ぐ余震と父親不在の環境に慣れない孫らが，指定避難所で眠ることを怖がるようになった。そこで彼女らも指定外避難所付近で車中泊をすることとなったが，所有する軽自動車では揃って寝ることが出来ず，それを見かねた集落住民が，自身の所有するミニバン車を寝所として貸し出した。

集落内での共助的な復旧活動が一段落し指定外避難所が解消する5月上旬ころ，彼らは指定避難所へと生活拠点を移すこととなったが，孫らが指定避難所での生活に慣れることが出来ず，困ることとなった。この解決を見たのは，やはり集落住民らからの手助けによる。当時，東北のボランティア団体が小型のキャンピングトレーラを支援物資として西原村へと持ってきており，古閑集落には2台のキャンピングトレーラが設置されていた。2台とも集落共同の物置として使用されていたが，集落内でも最も幼い子ども達の寝床の問題を聞き，後者のトレーラーハウスをこの家族のために提供することとなった。トレーラーハウスは指定外避難所であった古閑公民館前の広場に駐められており，婿娘世帯は被災集落内に生活拠点を獲得した。父母は指定避難所での避難生活を継続したが，日中は農業のため集落へと戻った。キャンピングトレーラへは父母が指定避難所から食事を届けることもあった。ただ，内部は手狭であったので，食事を一緒に取ることは難しかったという。農地のはたで昼食をとることもしばしばあった。

仮設住宅に入る段になって，この家には2つの住戸が

割り当てられた。即ち，生計上の世帯を分離していたため，それぞれに仮設が供与されたのである。加えて，村役場の図らいで，この 2 つは同じ住棟の隣り合う住戸であった。しかして彼らは，2 つの住戸を 1 つの家のように使うことが可能であった。1 つを家族の居間として食事を共にし，1 つを婿の仕事部屋と解体された農小屋の代わりに農作業道具置き場として用いた。大きな農業用機械は，当初，仮設住宅の前にブルーシートをかけて保管し，被災した自宅屋敷での解体が完了すると少しずつそちらで保管するようにもなった。寝るときには父母が婿の仕事部屋を用いた。3 人の孫がそろって親と寝られるようにとの配慮であったという。

日中，父母は毎日農地へと通い，婿は村外へ仕事に出た。娘は子どもを団地内の集会所で遊ばせ，買い物に行き，食事の支度をした。昼時には父母も仮設へと戻って食事をとった。これは，場所こそ違えど被災以前と変わらない日常であった。毎日集落へと戻るなか，被災自宅屋敷内に，簡素な農小屋を自主的に復旧した。村は農小屋の再建に 9 割を補助する事業を実施していたが，15 番の家の敷地は，集落全体の復興事業（小規模住宅地区改良事業）の用地にかかるかもしれない立地であり，その事業の策定が済む前には，恒久的な農小屋の再建を図るべきでないとの考えからであった。農小屋が一旦出来上がると，仮設住宅に避難していた農機具類を少しずつ自宅屋敷へと戻していった。どのみち軽トラックで農地へ通うため，道具を積み込む場所が仮設住宅か自宅屋敷かという違いしかなかったと話すが，仮設住宅の方も手狭であり，道具に一室を明け渡している状況を改善するという意図が強かったようである。

以上，避難生活拠点の推移をモデル的に示せば，図 2 のようになる。この図については，他の家族の事例を踏まえ，次章にて考察していく。

3.2. 仮設住宅と在宅避難を併用しての生活（18 番）

18 番の家族もまた 3 世代同居する兼業農家世帯である。主として農業に従事するのは父母（60 代）と娘（30 代）であり，婿（30 代）は村外の企業に勤めていた。子は 2 人いて発災時点では小学生であった。行政上の世帯は父母の親世代世帯と娘・婿らの世帯とで分離してあった。自宅屋敷には主屋，付属屋 2 棟，道路を挟んで向かいにも農小屋を有し，そこから少し離れた農地の脇に鉄骨造の建屋を有した。この建屋は大型の乾燥機・精米機を備えたもので，集落内外から米が持ち込まれる施設でもある。脇には茅葺きの水車小屋の遺構もあり，昔からこの地で精米を行っていたという。そこでの業務のために，大型の重機を有し，この建屋内や周辺にフォークリフトやバックホーなどが駐められている。これらの重機は，前述した集落協働の復旧活動のなかで役立ったものの 1 つである。これらのほか軽トラを含め乗用車を 3 台所有した。3 世代ともに主屋で暮らし，寝室は父母，婿娘，孫らと別れていた。

熊本地震では，前震による建物被害はなかったものの，

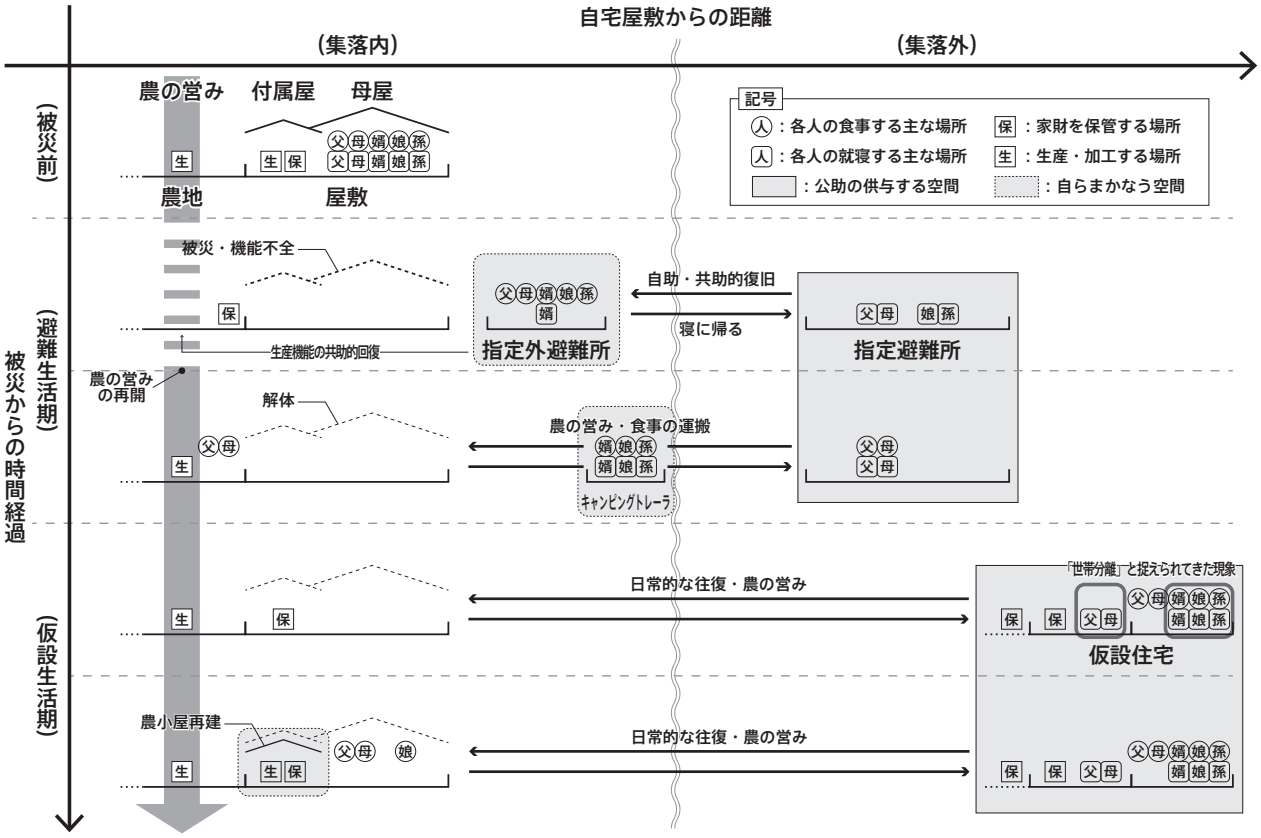

図 2　15 番の家の避難生活拠点の推移

余震に備え，父母，娘，孫らは精米所建屋前のヤードに移動し車中泊して夜を過ごすこととなった。婿は消防団に所属しており，前震翌日の 4/15 には集落内の被害の点検等を行い，全体の無事を確認すると，他の消防団員らとともに集落内の消防団詰所にて酒を交わし，自宅へと戻って寝た。本震が襲ったのはその直後のことである。

本震により主屋は基礎が割れ，全壊判定を受ける被害を被っている。家族はそれぞれの場所から一時避難場所である古閑公民館へ移動し，翌朝，父・婿を除く 4 人は他の住民とともに指定避難所へ移動した。父は，集落内の現役世代で最も年長であり，彼自身の気風も相俟って，指定外避難所の切り盛りを主導する役割を担った。

家族構成や就業状況，被災状況は 15 番の家と酷似しているが，この家族は仮設生活期の生活拠点を構える段階で，それとは異なる選択をとった。即ち，生活拠点を切り分け，父母は応急修理を経て在宅避難へと移行し，婿娘世帯は仮設住宅の供与を受けた。

上述するように，発災直後，父・婿は指定外避難所で過ごし，母・娘・孫らは指定避難所で起居していた。娘は日中は集落に戻って父や婿の様子を伺いつつ，炊き出しなどを部分的に手伝うなどしていたが，母・孫らはほとんどの時間を指定避難所で過ごしていた。彼らが集落へと戻るのは，他の多くの住民らと同様に夕食の時間であり，指定外避難所で食事をとると，娘とともに指定避難所へと戻って寝るのであった。

指定外避難所が解消すると，一家揃って指定避難所へと生活拠点を移した。このころには被災後の混乱から社会も徐々に回復し，会社や学校も再開しており，婿や孫らは指定避難所から通勤通学し，同地へ戻る生活を送るようになった。他方で父母・娘は，毎日被災集落へと戻り，農業を再開した。指定外避難所での活動のなかで水路等の農業基盤の回復は実現しており，倒壊した農小屋から田植え機などを救助しつつの再開となった。それに並行して主屋の修理にも着手した[注 11)]。主屋は基礎の亀裂から応急危険度判定で危険（赤）の判定，罹災判定でも全壊の判定を受けることとなったが，平成に入ってから父母の世代で建て替えた主屋への愛着から修理を選択したという。修理は合間を見つつ行ったが，5 月以降，災害ボランティアの派遣や集落住民らの手伝いなどを得つつ進展した。基礎が割れて傾いた土台・柱などをジャッキアップし水平を出すと，床や壁を張り直して行った。居間，風呂，台所と順に修理を実施，居室は後に回された。居間の修理がある程度済むと父母は指定避難所を離れ，在宅避難へと移行した。ただし，主屋後背の擁壁にも亀裂が入っており，土砂崩れへの懸念から梅雨期の大雨や雨が続く日には，指定避難所や精米所建屋での車中泊なども随時行った。

仮設入居の段となり，婿娘世帯は仮設住宅の供与を受け，父母らは主屋での在宅避難継続を選択している。もちろん，被災からわずか 3 ヶ月後の仮設入居が始まる時点では，家屋の修理が完了するはずもなく，主屋の修理は継続している。基礎の打ち直しも 8 月中旬以降となっ

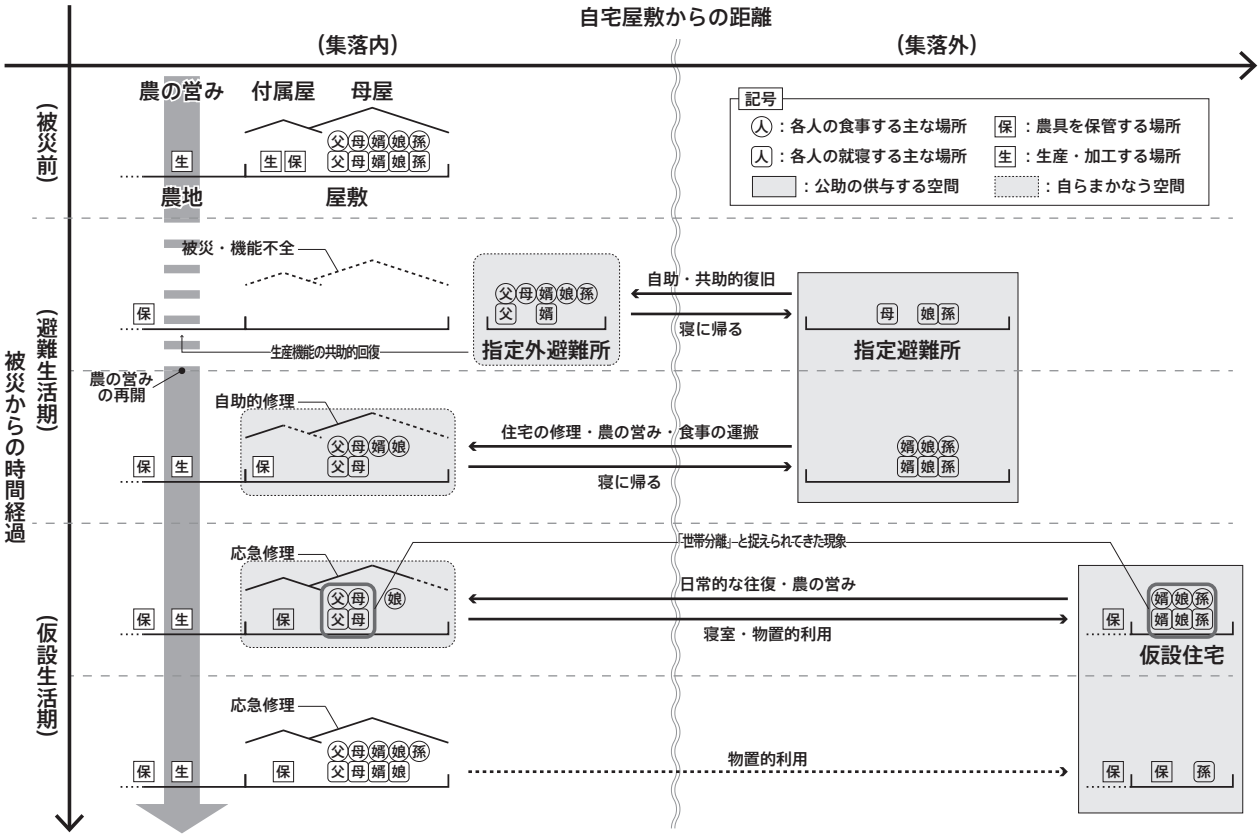

図 3　18 番の家の避難生活拠点の推移

てからだった。仮設住宅へ入居したあとも娘は毎日，婿も週末は集落へと通い，修理や農作業に従事し続けた。最初期は食事の準備を仮設住宅で行い，娘が毎日父母のもとへ届けたが，台所周りの修理が一段落すると食事も別々に準備するようになった。週末には孫らを含め一家揃って自宅主屋でとることもあった。

被災以前は，自宅屋敷の道向かいに位置した農小屋に自家用の農作業道具のほとんどが保管されていたが，精米所建屋へと移された。農小屋の再建が叶うのは，主屋の修理が完了し一家が元通り一緒に暮らし始めるようになった 2019 年以降になってからである。それまでは，建屋の軒先が農小屋の機能を引き受けていた。

発災から 1 年半ほどが経過したころ，婿は村外での正社員としての仕事を辞し，帰農することになった。職場からの要望もあってパートタイムとして部分的に仕事を継続したが，集落で過ごす時間は増加した。仮設入居から 2 年が経過し，入居期限が一律延長されるころには，主屋も済むのに最低限の修理を終えており，婿娘も自宅主屋で過ごすことが多くなっていった。仮設住宅の方は，主屋内の他の部屋や付属屋等の修理のため，荷物置きとして利用される側面が強くなっていった。また，主屋内に復旧できていなかった，孫らの私室として利用された。孫らは学校の友人らも数多く住む仮設住宅団地内で時間を過ごすことを好み，日中は仮設住宅団地内で過ごし，夕飯前に両親が迎えに来て，集落へと戻るのである。

以上，同様に避難生活拠点の推移をモデル的に示せば，図 3 のようになる。

3.3. 仮設住宅と自力仮設を併用しての生活（5 番）

5 番の家族は高齢の母（90 代）と同居する息子（60 代）からなる世帯である。息子は電気設備にかかる自営業を 1 人で営んでおり，高齢の母もまた独力で自身の有するすべての農地の面倒を見ることが出来ず，畑 1 枚を残して，その他の田畑を他の農家に委託している。自宅屋敷には，主屋および付属屋 2 棟が存在した。主屋は明治期に建設されたもので，2 人暮らしには手に余るほどの広さであったという。寝室はそれぞれ離れて有した。

熊本地震では，前震では被害は皆無であり，母も息子も平時通りの生活を継続した。本震により主屋は倒壊，息子は梁の下敷きに，母は家具の下敷きとなった。どちらも自力では抜け出すことが出来ず，遠くから聞こえる母の助けを求める声に応えることも出来なかった息子は 2 人の死を覚悟したと語った。防災訓練通り古閑公民館に集合した住民らが点呼し合い，この 2 人が避難してきていないことがわかると，消防団員を始めとする男たちが救助へやってきた。家の間取りを知る住民が，寝室のあたりに声をかけると息子の声が聞こえた。屋根を解体しつつ息子を救助し，息子とともに母の救助も開始された。母は家具の下敷きにはなっていたが，建物の荷重はかかっておらず，頭部からの流血はあったが，命に問題はなかった。布団で止血しつつ，2 人は消防団員らに伴われて公民館へと避難した。

夜が明け，集落住民らが指定避難所へと避難を開始するころ，母は集落住民の運転する車で村外の病院へと搬送された。その後，十数日間の入院生活を送ることとなる。息子は集落に残り，指定外避難所での諸活動に従事した。母は病院へ搬送されて入院生活を送ったが，退院すると隣町に暮らす妹の家へと身を寄せることになった。彼女が西原村へと戻ってくるのは，仮設住宅への入居が始まってからのことである。息子は，指定外避難所にとどまり，他の住民らと復旧活動にあたった。指定外避難所が解消したのちも，息子は指定外避難所となった古閑公民館にとどまり続けた。

仮設入居の段になり母を呼び戻したが，高齢の母のリクライニングベッドや，倒壊家屋から取り出した家財などを入れると，2DK 型の仮設住宅もいっぱいとなった。しかして息子は，古閑公民館での避難生活を継続することにした。親子 2 人で寝室を分けることも出来ない空間であったことが決定的な理由であったとも息子は語る。

仮設に入居すると，母は毎日のように被災集落へ畑の世話に通った。セニアカーで 40 分程度の道のりであった。息子もタイミングが合えば車で送迎したが，集落から村の中心部へ買い物に行くにもセニアカーで行き来するのが，母にとって被災以前からの日常であったので苦ではなかったようである。セニアカーには農作業道具をほとんど載せることが出来ないため，被災家屋から救助した道具類は，畑の隅にブルーシートを掛けて保管した。

昼食は息子が公民館の調理場で自炊し，母も息子が準備した食事を公民館や畑で食べた。母が畑へ来ない日は，息子が仕事の合間を見て仮設住宅まで届けた。夕飯はそれぞれ自炊するか，集落と仮設住宅を結ぶ道中にある弁当屋で購入して賄った。

息子が公民館で生活することは，集落住民らの同意を得ており，他の住民も仮設などから集落へ野良仕事にやってくると必ず公民館を覗いて，彼と話をしていった。そのような役回りが契機となって，彼は集落の復興委員長に就任することになる。

そのような生活が 1 年ほど続いたころ，息子の仕事の伝手で，工事現場で用いられるプレファブの小屋を手に入れた。自宅屋敷は村の復興事業用地に入ることが確定的であったため，母の通う畑のわきに設置することとした。自身で電線を引き込み，断熱材なども設えるなど，自力仮設住宅のようであった。台所と風呂は賄うことが出来なかったため，公民館の設備を使うことを継続した。

以上，避難生活拠点の推移をモデル的に示せば，図 4 のようになる。

4. 被災した農家の仮の住まい方の特質

ここまで，古閑集落の被災住民らの避難生活期・仮設生活期の生活実態を見てきた。本章では，この実態から被災した農家の仮の住まい方の特質について考察する。このとき，「空間的資源」という視点を導入してみたい。空間的資源とは，本研究における造語であるが，被災者から見て，その時々において自身や家族の使うことが出来る空間のひとつひとつを指す。肝要なのは，避難生活を送る上で空間的な資源として見えるか否か，避難生活上に位置付くか否かである。

まず，公助の供与した仮設住宅が空間的資源として被災者の目にどのように映ったかという点について考える。古閑集落では，社宅へ入居した例外的な 1 事例を除く 27 戸すべての家族が，在宅避難もしくは仮設住宅への入居を選択し，借上型仮設を選択しなかった実態が明らかとなった。これは，西原村における建設型仮設住宅が被災以前からの生活圏域内に立地したこと，それよりも好立地の賃貸住宅が存在しなかったこと，集落住民の多くが同じ仮設住宅団地へと入居したことなどから，他の選択肢をとる必要性がなかったためである。この点において，西原村の建設型仮設住宅は，優れた空間的資源たり得たと言えるだろう。被災以前の生活圏域の内部に建設され，農の営みを継続するために集落へ通い続けることが負担にならず，旧来の近隣関係が仮設住宅団地にも引き継がれるという心理的な安心感を与えるものであった。こうでなかった場合にどのような選択を彼らがとったか，どのように空間的資源として位置づいたかについては知るすべもないが，今回の西原村の仮設住宅は，古閑集落の被災者にとって有用な空間的資源として映っていたと言える。

他方で，公助の供与する空間以外の空間的資源はどのようなものであったか。本稿で取り上げた 3 つの事例から共通する特性を見出す事ができる。第一に，避難生活期における指定外避難所や，仮設生活期における屋敷地や農小屋，自力仮設など，公助の供与する空間よりも自宅屋敷に近い位置に空間的資源を自ら賄っていた点である。もちろんこれは，被災以前から彼らが所有・共有した空間の多くが集落近辺に留まっており，そもそも自ら恣に使うことが出来る空間がそれらのみであったことも主たる要因であろう。ただ，被災後，互助的な活動を行う上でも，農の営みを継続する上でも，自らの屋敷地とほど近い場所で時間を過ごす必要があり，その拠点としてふさわしい場所がそこであったとも考えられる。

第二に，これら自ら賄った空間的資源は，公助の供与する空間では賄うことが出来ない役割を果たしていた。逆説的に言えば，被災した農家にとって公助の供与する空間は，彼らが農家として生活する・生業を営む上で必要となる諸空間を，それ単体で充足させるものではないということである。それゆえ彼らは，被災以前に有したその諸空間を，仮設住宅やその近傍，被災した屋敷に分散させつつ，その総体を以て避難生活を成立させているのである。

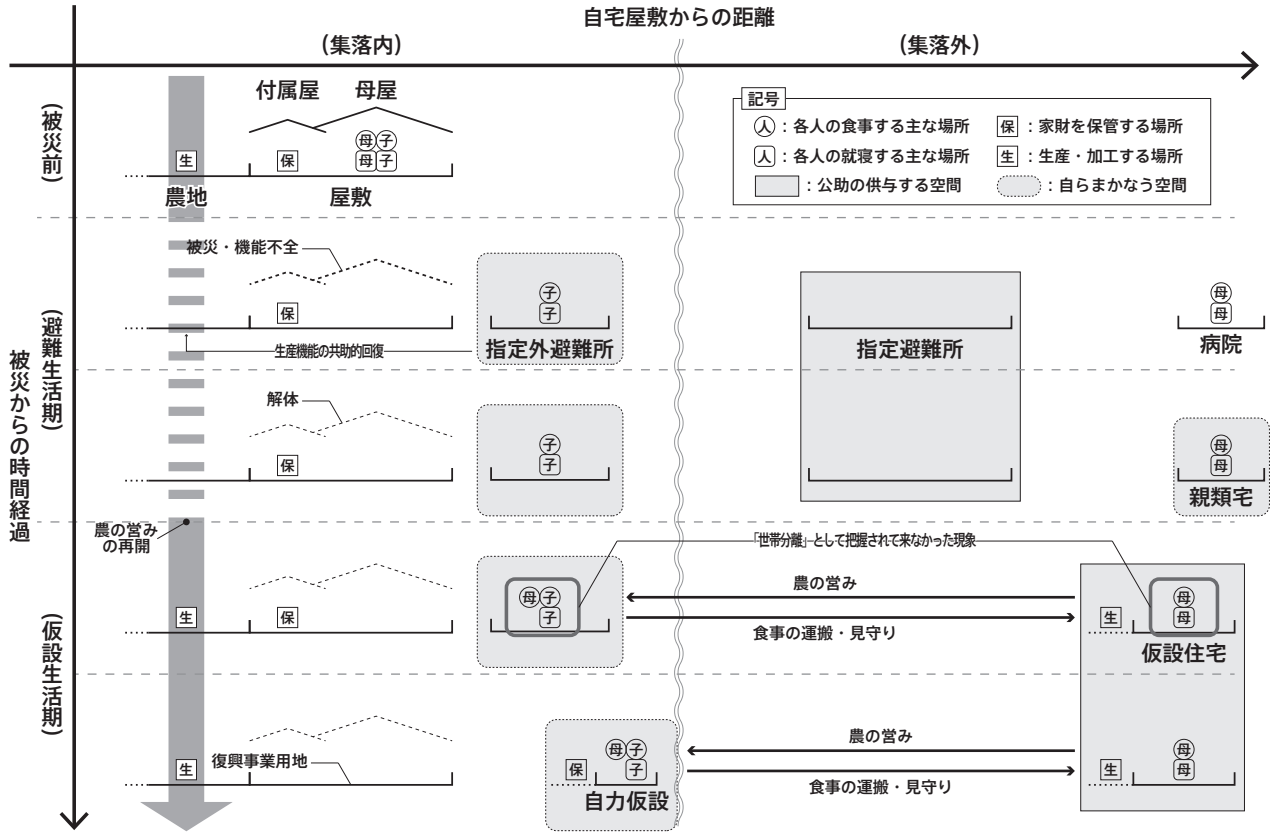

図 4　5 番の家の避難生活拠点の推移

災害救助法などの法制度に基づいて被災者に供与される仮設住宅は，被災者らにとっての一時的な「住まい」であるとされる。仮設住宅が供与されてのち，自力再建や公営住宅の供与を経て恒久的な住まいを獲得するまでの間，被災者らには「住まい」に関する支援は基本的には存在しない。即ち，1戸で完結した住環境を最初に供与することを目指しているのである。これは，阪神・淡路大震災以降，仮設住宅のスペックアップを図ってきたことからも理解できる。避難所についても同様である。

しかし，農村部における仮設住宅は，災害復興の制度が想定するような完結した居住環境を提供するものではなく，彼らが被災後に自助的に賄ういくつかの空間と一体となって，被災以前の住まいの 代替として機能するものとして位置付けられ得る。農家という生活様式が要求する諸空間は，元来，屋敷という彼らとその祖先が長い時間をかけて形成してきたひとつまとまりの空間の内に，主屋といくつかの付属屋という形を伴って包含されるものであったが，災害がそれら個々に程度の異なる被害を与え，欠損する空間が現れるのである。被災後の農家は，屋敷から欠けた空間を補うよう仮設住宅やその他の空間を設えるように見える。

以上の特性を図示すれば，図5のようになろう。この空間的資源の実態は，現在の公助（指定避難所や仮設住宅）のあり方に対して，被災者の避難生活上の位置付けを見直す必要性を示唆しているのではないだろうか。即ち，農村部の被災者にとって行政の供与する空間は，各家族がその時々に有する空間的資源の1つであって，それだけでは充足し得ない空間や機能が存在しているという，相対的な位置付けを認識する必要性である。また，被災以前の生活圏域の内側にあってこそ，その相対的な位置付けを得られ，農の営みを継続していく上での重要な役割を果たし得るのである。

5. 結論

以上本稿では，農村部における農家の仮の住まい方の実態を捉え，空間的資源という考え方から特質を捉えた。

特に詳細な実態把握を通して，被災者らの避難生活の状況の推移に合わせて，公助から供与される空間的資源以外にも被災者自らが賄った空間的資源の存在を見出すことが出来た。この存在は，農家という生活様式が要求する空間と行政が仮設住宅で担保せんとする空間との間のギャップを示すものであろう。農家にとって，災害の前後で生活・生業を営んでいくために必要な空間は不変であり，これらすべてが満たされるように彼らは空間的資源を上手くマネジメントする。あるいは上手くマネジメントすることが出来て初めて，避難生活が安定していくのである。

最後に本研究が残した課題について述べる。まず，本研究が扱った時期が避難生活期・仮設生活期に留まった点である。地震発生から4年が経過した2020年時点で，行政による集落復興事業としての宅地整備が完了し，その後，住宅の再建が順次行われている。被災住民らの再建状況についても表1中に示したが，その時期の空間的資源について本稿では扱うことが出来ていない。災害公営住宅に移ることになった住民も農地を手放した訳ではなく，依然として集落内に生活の一部を残している。家屋の再建こそ叶わなかったものの農の営みを継続するため，それ以外の空間的資源を集落内に生み出している様も散見された。この実態については，いまだ調査の途上にある。この時期の空間的資源についても理解することで，農村部の災害復興のあり方をより深く検討できると考えている。これについては今後の第一の課題としたい。

また，空間的資源を，家族にとっての資源として描くに留まった点，寝る場所や食事する場所，農機具を保管する場所といった生活上の一部分だけを以って議論して

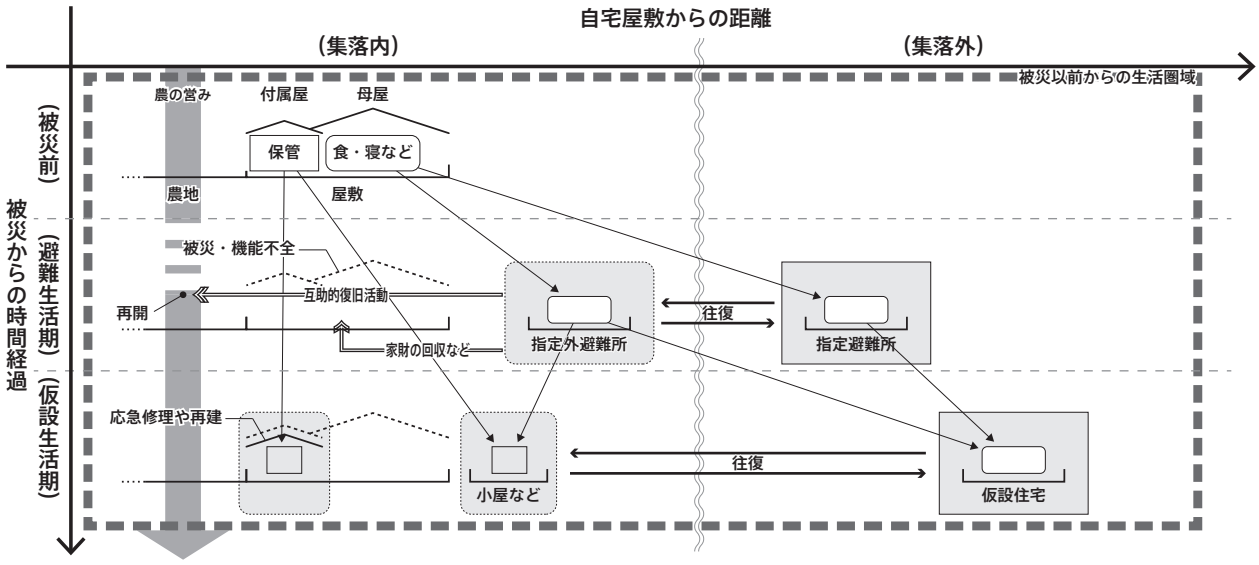

図5　空間的資源の立地特性と機能

いる点も課題であると言えよう。集落という地縁共同体の合意形成の場面において，行政が準備するフォーマルな会議の場だけでなく，公民館や農地のはた，とある被災者が農小屋の再建に際して新たに設けた寄り合いの場所などが，集落の復興を議論する場として重要な役割を果たしていた。このような家族以外の利用や役割を担う空間的資源の存在について，議論することが出来ていない。このような機能として明示し難い機能を有する空間的資源についても捉えていくことが重要であると考える。この点についても，今後の課題としたい。

注

注 1）熊本地震における仮設住宅数は，建設型 4,303 戸，借上型 15,051 戸（県外を含む合計の最大値で 2017 年 5 月時点），公営住宅等 1,130 戸（同 2017 年 3 月時点）であり，借上型が全体のを約 74% 占める。しかし，熊本地震での借上型仮設住宅について，福田ら（文献 2）によれば，従前居住地と同じ市町村内に借上型仮設を求めることが出来た被災世帯の割合は，熊本市（94.4％）を筆頭に，阿蘇市（78.8%），宇城市（74.6%），宇土市（73.7%）と市街化が進んだ地域では高い値を取るのに対して，南阿蘇村（21.4%），西原村（38.1%），御船町（41.7%），嘉島町（41.7%）と農村部で低い数値を取ったこと，それらの地域間での住宅ストックの絶対量の差を明らかにしている。

注 2）冨安ら（文献 3）の復興プロセスの分類による。

注 3）農村地域の一意的な定義は存在しないが，農林統計に用いる農業地域類型では，西原村は中間農業地域に分類される。

注 4）古山らはこれを「通い耕作」と呼んでいる。

注 5）古閑集落での参与観察は，主として公役（クヤク）と呼ばれる共同作業（草刈りや道路清掃）への参加，堂籠・先祖まつりなどの伝統行事やその後の直会への参加を機に信頼関係を形成し，その後，集落を訪れては，野良作業をする住民らと言葉をかわすことで進められた。仮設住宅団地内でのボランティア活動でも，知己である古閑集落住民らと一緒に活動することが多かった。これらの場面で，インフォーマルなインタビューや観察が実施された。また，研究者としての身の上も明かしており，必要に応じて協力を要請した。その際はフォーマルなインタビューになることが多く，消防団や婦人会などを対象に座談会形式で実施したり，個別に焦点化した聞き取りを行うなどした。

注 6）被災者に対して行政が行う災害の救助は，「世帯」を単位として行われるが，本稿では「家族」を単位として議論を進める。これは世帯という単位を援用して実行される公的な支援と，被災者らが行う自助の単位の相違であり，自助を通してより安定していく被災者らの生活実態を捉えるためには，家族という単位が適切であると判断したためである。ここで言う家族とは，1 つの家屋に同居する血縁者の集団を差す。このように考えた理由の 1 つに，3 世代同居（2 世帯同居）する家族の存在がある。農業という生業や兼業農家という性質上，たとえ生計の面から世帯を切り分けていたとしても，農繁期には同居する家族みなで農作業に従事するし，いわんや被災後の自助的な復旧の段においてをやと考えられるためである。なお単一世帯については，家族は世帯と同義に扱う。

注 7）被災以前に 2 世帯同居していた家には 2 つの仮設住宅が供与される。但し，家族構成として 3 世代が同居した家であっても，同一生計であれば 1 つの世帯と見做されるため，1 つの仮設住宅が供与された。ここにも世帯という単位を援用した救助のあり方の課題が垣間見られた。なお，この点については，熊本地震後に見直しが進んでいる。

注 8）この例外的な事例は，社宅が故に借上型仮設となり得なかったが，借上型仮設住宅のように村外へ出ることとなった。これは建設型仮設住宅の竣工を前に会社から提案されたもので，戸主は当初は大変感謝したという。しかし，県が民間賃貸の借主となり，それを被災者に仮設として供与されるという契約形態が求められることを十分に知らぬまま入居したため，その後は仮住まいの確保を急いだことを後悔したようである。ただし，村はこの経緯を把握しており，その後，仮設住宅が特定延長される時期になると，彼らが従前居住地に再建する意思があり，再建のための宅地復旧に着手していることから，空室となった建設型仮設住宅への引越しを特例的に認め，恒久的な住まいの竣工までの間を改めて西原村内の建設型仮設住宅で過ごすこととなった。なお，村外に転出したこの家は兼業農家であり，週末には古閑集落へと戻り農業に従事していた。

注 9）参考文献 12 にその様子が報道される。

注 10）集落内には，区長・分館長（集落内集会施設の管理者）・会計の 3 役が置かれる。いずれも輪番制で家々を巡り，一家の代表者がその役を務める。ただし，会計を務めたものは翌年区長に就任する。

注 11）ここでの修理は公的な支援を受けて実施される「応急修理」ではなく，費用も自弁し，実際の修理作業の大部分を自身達の労働もしくはボランティアによって実現したものである。なお一部

に当たるのは基礎の打ち増し，配管・配線の修復などであり，専門的な資材・技術・資格が求められるものであった。このように応急修理とは呼び得ないため,本稿ではこれを「自助的修理」と呼ぶ。

参考文献

1) 日本建築学会会誌編集委員会,中島直人：「近代復興」とは何か，建築雑誌，128(1642)，012，日本建築学会，2013.3
2) 福田健，田上健一，範懿：災害時レジリエンス向上のための住宅ストック保有に関する研究 熊本地震後の借上型仮設住宅供与に着目して，住総研研究論文集・実践研究報告集，48(0)，97-108，2022
3) 冨安亮輔，岡本和彦，大月敏雄，西出和彦：発災から仮設住宅入居までの避難先と移行プロセスに関する研究 岩手県における被災市町村と非被災市町村の仮設住宅の比較から，日本建築学会計画系論文集，79(706)，2799-2808，2014.12
4) 古山周太郎，青柳聡，清野隆，川澄厚志：新潟県長岡市山古志地域における震災前後の営農の状況 中越地震からの復興プロセスにみる農的営みに関する調査研究 その1，日本建築学会大会学術講演会梗概集 E-2，建築計画Ⅱ，539-540，2011.7.20
5) 青柳聡，古山周太郎，川澄厚志，清野隆：陽光台仮設住宅における農園や菜園の利用実態と利用者の意識 中越地震からの復興プロセスにみる農的営みに関する調査研究 その1，日本建築学会大会学術講演会梗概集 E-2，建築計画Ⅱ，541-542，2011.7.20
6) 川澄厚志，清野隆，青柳聡，古山周太郎：新潟県長岡市山古志地域の通い耕作の実態 中越地震からの復興プロセスにみる農的営みに関する調査研究 その1，日本建築学会大会学術講演会梗概集 E-2，建築計画Ⅱ，543-544，2011.7.20
7) 清野隆，川澄厚志，古山周太郎，青柳聡：新潟県長岡市山古志地域の通い耕作の位置付けと可能性 中越地震からの復興プロセスにみる農的営みに関する調査研究 その1，日本建築学会大会学術講演会梗概集 E-2，建築計画Ⅱ，545-546，2011.7.20
8) 清野隆：外との繋がりで再興する 新潟県長岡市山古志，116-126，山崎義人・佐久間康富編著，住み継がれる集落をつくる 交流・移動・通いで生き抜く地域，学芸出版社，2017.8.20
9) 松尾眞：震災と過疎を越えて 信州栄村復興への歩み，川辺書林，2012.8.5
10) 田中正人：減災・復興政策と社会的不平等 居住地選択機会の保障にむけて，日本経済評論社，2022.2.28
11) 野口雄太，菊地成朋：農村部における指定避難所と指定外避難所の実態と役割 2016年熊本地震で被災した西原村を事例として，日本建築学会計画系論文集，88(781)，761-769，2021.3
12) 集落再建 自分たちで 熊本本震1ヵ月，日本経済新聞，統合版，2016.5.16

(受理：令和5年5月25日)